農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月22日

本別町長 髙 橋 正 夫

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 勇足東一・東中地区
- 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年4月17日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人0 経営体個人18 経営体

- 4.3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積の方法は、売買・賃貸借を問わず当事者の判断によるものとし、「農地中間管理機構への貸付」を十分考慮しながら、「農地中間管理機構特例事業」(旧農地保有合理化事業)や「農業経営基盤強化促進法」(農業委員会の利用調整による売買・賃貸借)など有効な方法を活用していく。

- 6. 地域農業の将来のあり方
 - ・中心となる経営体の経営規模は当面の間は現状維持となるが、離農や規模縮小する農家 が出た場合は、農地を借入れもしくは買い取りし、規模拡大による生産性の向上を図る。
 - ・加工や直売、契約栽培など6次産業化に向けた取組みを図る。
 - ・新品種導入や栽培・管理技術の改善等を積極的に取り組み、農作物の品質を高め付加価値向上を図る。
 - ・将来の地域の後継者を育成するため、新規就農者・新規参入者へのフォローアップ(生産技術向上や生活支援等)を地域ぐるみで取り組む。
 - ・新技術の導入や農業機械の更新、機械利用組合やコントラ利用など、省力化・経費削減 に積極的に取り組み、収益の増加を図る。